



福島医発第 136 号（総）

令和 4 年 4 月 11 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

（公 印 省 略）

医療機関の宿日直許可申請に関する相談窓口の設置について

陽春の候、貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、厚生労働省より日本医師会を通じて、別添のとおり周知依頼が参りましたのでお知らせいたします。

令和 6 年 4 月より、医師の時間外労働の上限規制の適用に伴い、各医療機関において医師の宿日直許可（労働時間の適用除外）申請など働き方改革に関する取組が進められていることと存じます。

今般、上記規制の円滑な施行に向け、宿日直許可の申請を検討している医療機関に対して、より一層丁寧な対応を行っていく観点から、厚生労働省本省の Web サイトにおいて相談窓口が設置されることとなりました。

医療機関からの相談は、厚生労働省本省 Web サイトの相談フォームにて受け付けられ、厚生労働省本省で検討の上、相談者へ回答されます。詳細につきましては、別添資料をご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、各医療機関の働き方改革の取り組みにおいて本窓口をご活用いただきますよう、周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

日医発第121号（健Ⅰ）

令和4年4月6日

都道府県医師会

担当理事(医師の働き方・産業保健) 殿

日本医師会

常任理事 松本吉郎
(公印省略)

医療機関の宿日直許可申請に関する相談窓口の設置について（周知依頼）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素、本会医師の働き方分野並びに産業保健分野に関し種々ご理解を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、医師の働き方改革については、令和6年度からの医師に対する時間外労働上限規制の適用に向けて、医療勤務環境改善支援センターや労働基準監督署に対して、医師の宿日直許可申請に関する相談等を行っている医療機関があること承知しておりますが、今般、厚生労働省では、宿日直許可の申請を検討している医療機関を対象とした相談窓口を厚生労働省本省のWEBサイトに設置しております。

「労働基準監督署に相談することに対して不安やためらいがあるので、実際に相談する前に、監督署への相談についてぎくばらんに聞きたい。」「地域の医療勤務環境改善支援センターや、労働基準監督署に相談しているが、相談内容について、厚生労働省本省の専門家にも相談してみたい。」といった点につき、相談をすることが可能です。

相談は、厚生労働省本省のWEBサイトの相談フォームへの記入を通じて受け付けます（添付資料参照）。受け付けた相談については、厚生労働省本省で検討の上、相談者に回答することとなっております。

つきましては、この相談窓口につき、関係郡市区医師会および会員各位に周知の程よろしく願いいたします。

以上



【機密性 1 情報】

事 務 連 絡
令和 4 年 4 月 1 日

都道府県労働局

雇用環境・均等部（室）長 殿

労 働 基 準 部 長 殿

厚生労働省労働基準局労働条件政策課
労働条件確保改善対策室長補佐

医療機関の宿日直許可申請に関する相談窓口の設置について

令和 6 年 4 月からの医師の時間外労働の上限規制の適用に関し、医療機関から宿日直許可の申請に係る様々な疑義が寄せられており、これまでも、労働基準監督署及び都道府県医療勤務環境改善支援センターにおいては、疑義の解消につながる助言を行うなど、適切に対応いただいているところです。

今般、前述の上限規制の円滑な施行に向けて、宿日直許可の申請を検討している医療機関に対して、より一層丁寧な対応を行っていく観点から、今般、厚生労働省本省の WEB サイトに相談窓口を設置することとしました。

相談窓口の概要は以下のとおりですので、御承知おきいただき、医療機関の宿日直許可の申請に係る相談等への対応について万全を期すようお願いします。

(相談窓口の概要)

開始日	令和 4 年 4 月 1 日
相談内容	医療機関の宿日直許可申請について、制度の仕組みや手続き等幅広く受け付ける。相談内容のイメージについては別添参照。
相談対応	医療機関からの相談は、厚生労働省本省の WEB サイト（下記 URL・QR コード）の相談フォームへの記入を通じて受け付ける。 受け付けた相談については、厚生労働省本省で検討の上、相談者に回答する。 ※ 現地での具体的な支援が有効な相談については、相談者の意向も踏まえ、都道府県の医療勤務環境改善支援センターでの支援を実施。

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24880.html

医療機関の宿日直許可申請に関する相談を受け付ける窓口の設置

◇ 令和4年4月から、医療機関の「宿日直許可申請」に関する相談窓口を厚生労働省に設置

◇ 受け付けた相談については、厚生労働省本省で検討の上、回答

※ 訪問による支援が適切な相談など、現地での具体的な支援が有効な相談については、相談者の意向も踏まえ、厚生労働省本省経由で医療勤務環境改善支援センター（医療労務管理アドバイザー）が必要な支援を実施

宿日直許可の申請を検討している 医療機関（病院・診療所）



（相談する医療機関のイメージ）

- ・ 労働基準監督署に相談することに対して不安やためらいがあるので、実際に相談する前に、監督署への相談についてざっくばらんに聞きたい。
- ・ 地域の医療勤務環境改善支援センターや、労働基準監督署に相談しているが、相談内容について、厚生労働省本省の専門家にも相談してみたい。

など

宿日直許可申請に 関する相談



相談内容に即した 助言等

訪問支援等を実施



支援

申請・相談



厚生労働省本省 （宿日直許可申請に関する相談窓口）

※ 労働基準監督署に相談したい内容を確認。相談者の意向を踏まえて、必要な支援を実施。

現地での具体的な 支援が有効な相談等



医療勤務環境改善支援センター （相談した医療機関の所在地を担当）

※日頃から、医療機関の勤務環境改善に関する相談に応じ、必要な支援を実施（都道府県ごとに設置）

連携



労働基準監督署